

# 一般財団法人土浦市産業文化事業団評議員会運営規則

(平成25年4月8日規則第1号)

(目的)

**第1条** この規則は、一般財団法人土浦市産業文化事業団（以下「事業団」という。）の定款第23条に基づき、評議員会の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(構成等)

**第2条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成し、法令に規定する事項及び定款で定めた事項につき決議する。

(役員等の出席)

**第3条** 理事長、副理事長及び常務理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席するものとする。

2 監事は、必要に応じて、評議員会に出席するものとする。

3 事業団の職員は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて評議員会に出席することができる。

4 評議員会は、必要に応じ、前各項以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(欠席)

**第4条** 評議員は、評議員会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(出席状況の報告)

**第5条** 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、評議員の出席の状況を評議員会に報告しなければならない。

2 前項の報告は、事業団職員に行わせることができる。

(議題の審議順序)

**第6条** 議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、評議員会に理由を述べて、その順序を変更することができる。

2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。

(理事等の報告・説明)

**第7条** 議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、事業団の職員又は第3条第3項に規定する者（以下「補助者」という。）に報告又は説明をさせ

ることができる。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第184条の規定による評議員提案にかかる場合にあつては、議長は、当該評議員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。

(説明義務者)

**第8条** 評議員の理事に対する質問の説明は、理事が行う。

- 2 評議員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。
- 3 理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に説明させることができる。

(一括説明)

**第9条** 理事又は監事は、評議員の質問に対して一括して説明することができる。

(説明の拒絶)

**第10条** 理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。

- (1) 質問事項が評議員会の目的事項に関しないものである場合
- (2) 説明をするために調査をすることが必要である場合
- (3) 説明をすることにより事業団その他の者(当該評議員を除く。)の権利侵害することとなる場合
- (4) 質問が重複する場合
- (5) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(採決)

**第11条** 議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めたときは、審議を終了させ採決しなければならない。

- 2 議長は、採決は各議案ごとにしなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。
- 3 議長は、採決が終了したときは、その結果を評議員会に宣言しなければならない。

(延期又は続行)

**第12条** 評議員会を延期又は続行する場合は、評議員会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。
- 3 前項ただし書の場合、議長は決定した日時及び場所を評議員会に出席した評議員に通知する。
- 4 延会又は継続会の日は、最初の評議員会の日より2週間以内に定めなければならない。

ない。

(閉会)

**第13条** 議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。

(議事録)

**第14条** 評議員会の議事については、定款第22条に基づき作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載する。

2 前項の議事録は、10年間事業団の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する報告)

**第15条** 議長は、評議員会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した評議員に対し報告しなければならない。

(補則)

**第16条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

**第17条** この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、一般財団法人土浦市産業文化事業団の設立の登記の日から施行する。